

千代田区建設工事等競争入札参加資格者優先業種登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）が発注する建設工事等に対して、事業者が専ら受注しようとする業種（以下「優先業種」という。）を登録する手続を定めることにより、建設工事等を請け負う事業者の専門性を発揮し、当該建設工事等の品質と適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 優先業種を登録できる事業者は、千代田区電子入札実施要領（平成21年8月26日21千政契担発第104号）第3条に規定する電子入札参加資格を有するもののうち、東京都電子自治体共同運営協議会が運営する電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の申請種別「工事」において区の入札参加資格を有する事業者とする。

(対象業種)

第3条 優先業種の登録の対象となる業種は、別表第1業種名の欄に掲げる業種とする。

(登録方法等)

第4条 優先業種の登録を希望する事業者は、別表第1に掲げる当該優先業種の業種番号及び業種名を電子調達サービスの所定の欄に記入し、登録するものとする。

2 前項の登録は、随時行うことができる。

3 第1項の登録の変更を希望する事業者は、当該事業者に係る電子調達サービスの入札参加資格の継続申請の承認を受けた日から1月を経過する日までの間、電子調達サービスにおいて変更することができる。ただし、千代田区長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

4 前項の変更は、第1項に規定する登録の方法を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、優先業種の登録方法等について必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

(登録制限)

第5条 優先業種の登録は、1事業者につき1業種とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる業種の組み合わせで登録する場合に限り、1事業者につき2業種登録することができる。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

別表第1

業種 番号	業種名	業種 番号	業種名	業種 番号	業種名	業種 番号	業種名
01	道路舗装工事	32	消火設備	63	機械器具設置	9901	基準タンク
02	橋りょう工事	33	電話・通信	64	屋根	9902	安全溝設置
03	河川工事	34	拡声装置	66	金網さく	9904	空気搬送
04	水道施設工事	35	畳	67	板金	9906	床版補強
05	下水道施設工事	36	内装仕上	68	サッシュ	9907	電源設備
06	一般土木工事	37	一般塗装	69	シャッター	9908	発電設備
07	建築工事	38	橋りょう塗装	70	起重機	9909	電気防食
08	電気工事	39	防水	72	冷凍・冷蔵庫工事	9910	給湯器・浴槽設備工事
09	給排水衛生工事	40	鉄骨架構	73	グラウト	9911	床仕上
10	空調工事	41	鋼けた	74	道路標識設置	9912	放射線防御
11	建築設計	42	P C けた	75	道路標示塗装	9914	飛散防止工事
12	土木設計	43	水門門扉	76	ガードレール	9915	ろ過層処理
13	設備設計	44	ポンプ据付け	77	モルタル吹付け	9917	厨房
14	測量	45	水処理装置	78	植生	9920	石工事
15	地質調査	46	焼却設備	79	運動器具設置	9923	自動ドア装置
16	さく井	47	ボイラー	80	テレビ共聴工事	9924	強化樹脂板取付
17	船舶	48	エレベーター	81	防音壁・しゃ音壁	9925	医療ガス配管
18	しゅんせつ埋立て	49	電車線架線	82	舞台装置	9926	高圧ガス配管
19	しゅんせつ	50	地中線	84	と場施設	9930	集じん装置
20	潜かん	51	鉄道信号装置	86	ガソリンスタンド	9933	タイル工事
21	軌道	52	計装装置	87	P C タンク		
22	シールド工事	53	沈砂池・沈殿池機械設備工事	91	すべり止め舗装		
23	推進工事	55	送風機機械設備工事	92	樹脂塗装		
24	地下鉄工事	56	ばっ気槽散気設備工事	93	陸上信号機		
25	造園	57	汚泥脱水設備工事	94	伸縮継手		
26	運動場施設	58	消化槽機械設備工事	95	鉄鋼加工		
27	コンクリートプレハブ	59	ガス貯留設備工事	96	ウェルポイント		
28	鉄骨プレハブ	60	公設ます工事	97	パイプライニング		
3100	解体工事	61	水道管更生工事	98	脱硫・脱臭		
3101	ひき家	62	石綿処理				

別表第2

1 事業者につき2業種登録することができる業種の組み合わせ
「01 道路舗装工事」と「06 一般土木工事」
「09 給排水衛生工事」と「10 空調工事」
「37 一般塗装」と「92 樹脂塗装」
「74 道路標識設置」と「75 道路標示塗装」
「3100 解体工事」と「3101 ひき家」